

## 北海道大学社会科学実験研究センター研究倫理要項

### 第1 人権の尊重

北海道大学社会科学実験研究センター（以下「本センター」という。）において、人間を対象とした実験研究を行う者（以下「研究責任者」という。）は、被験者等の研究対象者（以下「研究対象者」という。）及び共同研究者の基本的な人権を侵害しないよう最大限の努力を払わなければならない。

### 第2 データ収集の方法

研究責任者は、研究実施に際して、科学的に妥当な方法でデータを収集しなければならない。また、その際、研究目的及び具体的内容について研究対象者に事前に説明するよう努めなければならない。

なお、事前に説明を行わない正当な理由がある場合には、実施後速やかに事情を説明し了解を求めるよう努めなければならない。

### 第3 研究計画の検討

研究責任者は、研究実施に際して、研究対象者が身体的苦痛及び精神的苦痛を受ける可能性がある場合には、当該苦痛を最小限に止めるよう努めるとともに、研究目的がそれに見合うものであるかどうか事前に十分検討しなければならない。

### 第4 個人情報の取扱い

研究責任者は、研究実施に伴い研究対象者に関する個人情報を入手した場合には、研究責任者の責任のもとにその管理に細心の注意を払わなければならない。また、研究対象者に関する個人情報は、研究対象者の事前の同意なしに研究責任者以外の者に与えてはならない。

### 第5 研究倫理委員会の設置

- (1) 本要項を実効化するために、本センターに研究倫理委員会を置く。
- (2) 研究倫理委員会の組織及び運営については、別に定める。

### 附 則

この要項は、平成20年6月24日から実施する。